

別添126 特定小型原動機付自転車の走行安定性の技術基準

1. 適用範囲

この技術基準は、特定小型原動機付自転車に適用する。

2. 要件

2. 1. 3. の各試験の路面要素を、設計最高速度と $8\pm 2\text{km/h}$ の速度でそれぞれ走行させたとき、いずれの場合においても、次の規定に適合しなければならない。

- (1) 車両は路面上を完全に走行し、運転者による制御が可能であること。
- (2) 試験路面を通過後、試験路面ごとに定める進行方向への直進が保持されていなければならない。目標と実際の軌道の誤差は 20° 以内であること。

3. 試験

3. 1. 試験条件

3. 1. 1. 3. 2. の各試験の路面要素と周囲の路面は、乾燥していて滑りにくいコンクリート又はアスファルトの路面であること。

3. 1. 2. 試験車両のバッテリー充電率は、75%以上であること。

3. 1. 3. 空気入りゴムタイヤの空気圧は、諸元表等に記載された空気圧であること。

3. 1. 4. 試験車両の重量は、車両重量であること。

3. 1. 5. 運転者の体重は、70kg～100kgであること。

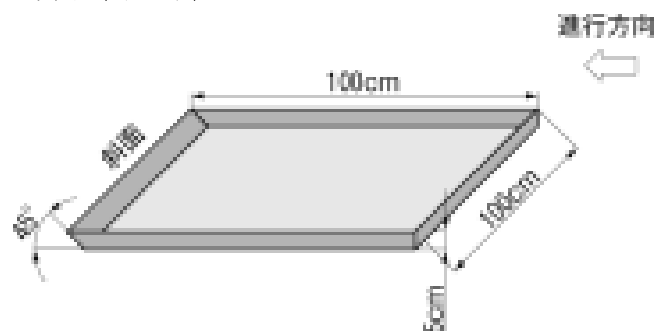
3. 2. 試験方法

3. 2. 1. 試験1（くぼみ）

3. 2. 1. 1. 路面要素の構造

図1に示す構造で、周囲の路面に対し長さ100×幅100×深さ5cmの大きさで、垂直な壁及び出口に 45° の斜面を有するくぼみ

図1 試験1の路面（くぼみ）



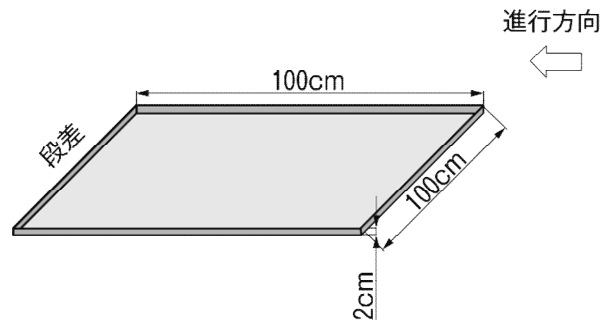
3. 2. 1. 2. 試験車両は、図1の進行方向に平行に走行して通過する。このとき、車両の左右方向に複数輪を有する車両の場合は、直進状態において進行方向の同一直線上にある車輪ごとに試験路面を通過して確認を行う。

3. 2. 2. 試験2（段差）

3. 2. 2. 1. 路面要素の構造

図2に示す構造で、周囲の路面に対し長さ100×幅100×深さ2cmの段差

図2 試験2の路面（段差）



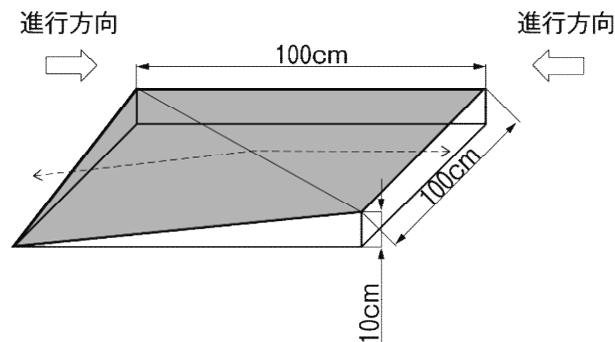
3.2.2.2. 試験車両は、図2の進行方向に平行に走行して通過する。このとき、車両の左右方向に複数輪を有する車両の場合は、直進状態において進行方向の同一直線上にある車輪ごとに試験路面を通過して確認を行う。

3.2.3. 試験3（片側傾斜）

3.2.3.1. 路面要素の構造

図3に示す構造で、一方の進行方向に向かって左側の高さが100cmにわたって10cm下がっている片側傾斜（周囲の路面とは段差なしで繋がっている。）

図3 試験3の路面（片側傾斜）



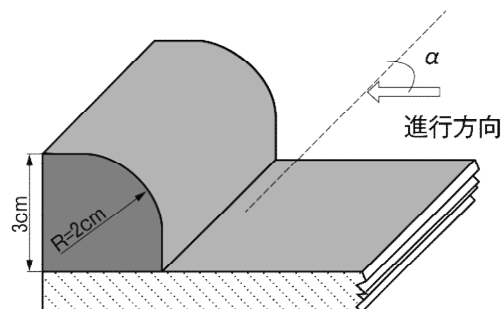
3.2.3.2. 試験車両は、試験路面の中央（破線矢印部）を、図3の進行方向の両方にそれぞれ平行に走行して通過する。

3.2.4. 試験4（縁石）

3.2.4.1. 路面要素の構造

図4に示す構造で、路面との高低差が3cmの縁石

図4 試験4の路面（縁石）



3. 2. 4. 2. 試験車両は、図4において、縁石面に対し水平方向のなす角 α が 45° 、 90° 、 135° となる進行方向にそれぞれ走行して通過する。